新旧対照表

○宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準改正

新	旧
○宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準改止	IV. 施行期日等
新 ▼. 施行期日等 (1) この基準は、金和7年9月22日から施行する。 (2) 宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準(平成27年4月日制定)は、廃止する。	(1) この基準は、 平成27年4月1日から施行する。

新				旧			
(別表) 法第65条第2項第2号に規定する違反行為に対する標準の業務停止期間				(別表)法第65条第	第2項第2号に規定する違反行為に対する標準の業	務停止期間	
(Ⅱ.1(1)関係	()		(II. 1 (1) 関係)				
	··· 反 行 為 の 概 要	業務停			反 行 為 の 概 要	業務停	
		止期間				止期間	
		の日数				の日数	
23. 契約締結の	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条	15日		23. 契約締結の	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条	15日	
勧誘時におけ	の <u>11</u> 第1号イの規定に違反して、契約の			勧誘時におけ	の <u>12</u> 第1号イの規定に違反して、契約の		
る将来の環境	締結の勧誘をするに際し、将来の環境又は			る将来の環境	締結の勧誘をするに際し、将来の環境又は		
又は利便に関	交通その他の利便について誤解させるべき			又は利便に関	交通その他の利便について誤解させるべき		
する断定的判	断定的判断を提供した場合((2)の場合を			する断定的判	断定的判断を提供した場合((2)の場合を		
断の提供	除く。)。			断の提供	除く。)。		
	(2)省略				(2)省略		
24. 契約締結の	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条	15日		24. 契約締結の	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条	15日	
勧誘時におけ	の <u>11</u> 第1号ロの規定に違反して、契約の			勧誘時におけ	の <u>12</u> 第1号ロの規定に違反して、契約の		
る判断に必要	締結の勧誘をするに際し、契約を締結する			る判断に必要	締結の勧誘をするに際し、契約を締結する		
な時間の付与	かどうかを判断するために必要な時間を与			な時間の付与	かどうかを判断するために必要な時間を与		
拒否	えることを拒んだ場合((2) の場合を除			拒否	えることを拒んだ場合((2) の場合を除		
	<。)。				<.).		
	(2)省略				(2)省略		
25. 勧誘に先立	法第47条の2第3項及び規則第16条の <u>11</u>	7 目		25. 勧誘に先立	法第47条の2第3項及び規則第16条の <u>12</u>	7 目	
って宅地建物	第1号ハの規定に違反して、契約の締結の勧誘			って宅地建物	第1号ハの規定に違反して、契約の締結の勧誘		
取引業者名、担	をするに際し、勧誘に先立って、宅地建物取引			取引業者名、担	をするに際し、勧誘に先立って、宅地建物取引		
当者名、勧誘目	業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘を			当者名、勧誘目	業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘を		
的を告げずに	行った場合。			的を告げずに	行った場合。		
勧誘				勧誘			
26. 相手方等が	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条	15日		26. 相手方等が	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条	15日	
契約を締結し	の <u>11</u> 第1号ニの規定に違反して、契約の			契約を締結し	の <u>12</u> 第1号ニの規定に違反して、契約の		
ない旨等の意	締結の勧誘をするに際し、相手方等が契約			ない旨等の意	締結の勧誘をするに際し、相手方等が契約		
思表示をした	を締結しない旨等の意思を表示したにもか			思表示をした	を締結しない旨等の意思を表示したにもか		
場合の再勧誘	かわらず勧誘を継続した場合((2)の場合			場合の再勧誘	かわらず勧誘を継続した場合((2)の場合		
	を除く。)。				を除く。)。		
	(2)省略				(2)省略		

	—————————————————————————————————————			旧	
27. 迷惑を覚え	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条	15日	27. 迷惑を覚え		15日
させるような	の112第1号ホの規定に違反して、契約の		させるような	の <u>12</u> 第1号ホの規定に違反して、契約の	
時間の電話又	締結の勧誘をするに際し、迷惑を覚えさせ		時間の電話又	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
は訪問による	るような時間に電話勧誘又は訪問勧誘を行		は訪問による	るような時間に電話勧誘又は訪問勧誘を行	
勧誘	った場合((2) の場合を除く。)。		勧誘	った場合((2)の場合を除く。)。	
	(2)省略			(2)省略	
28. 私生活又は	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条	15日	28. 私生活又は	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	15日
業務の平穏を	の <u>11</u> 第1号への規定に違反して、契約の		業務の平穏を	の <u>12</u> 第1号への規定に違反して、契約の	
害する方法に	締結の勧誘をするに際し、私生活又は業務		害する方法に		
よる契約締結	の平穏を害するような方法によりその者を		よる契約締結	, ,= - , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
の勧誘	困惑させた場合((2)の場合を除く。)。		の勧誘	困惑させた場合((2)の場合を除く。)。	
	(2)省略			(2)省略	
29. 契約申込み	法第47条の2第3項及び規則第16条の <u>11</u>	15日	29. 契約申込み		15日
の撤回時にお	第2号の規定に違反して、預り金を返還するこ		の撤回時にお		
ける預り金の	とを拒んだ場合。		ける預り金の	とを拒んだ場合。	
返還拒否			返還拒否		
30.正当な理由	法第47条の2第3項及び規則第16条の <u>11</u>	30目	30.正当な理由	法第47条の2第3項及び規則第16条の <u>12</u>	30日
のない契約解	第3号の規定に違反して、正当な理由なく、契		のない契約解	第3号の規定に違反して、正当な理由なく、契	
除の拒否等	約の解除を拒み、又は妨げた場合。		除の拒否等	約の解除を拒み、又は妨げた場合。	